

海技士の免許に係る処分について

1. 海技士に対する処分

海技士は、船舶職員及び小型船舶操縦者法又は海難審判法に基づき処分される場合があります。

<船舶職員及び小型船舶操縦者法（抄）> 法：船舶職員及び小型船舶操縦者法 規則：船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 	
法第十条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するときは、その海技免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。	
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。 二 船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)その他の他の法令の規定に違反したとき。	
2 国土交通大臣は、海技士が心身の障害により船舶職員の職務を適正に行うことができない者として <u>国土交通省令で定めるもの</u> になつたと認めるときは、その海技免許を取り消すことができる。	
3 国土交通大臣は、前二項の規定により海技免許の取消しをしようとするときは、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。	
規則第十七条 法第十条第二項の国土交通省令で定める者は、 <u>第九条の二に規定する身体適性に関する基準</u> を満たしていない者とする。 規則第九条の二 法第七条の二第三項の国土交通省令で定める身体適性に関する基準は、 <u>別表第三の身体検査基準</u> とする。 規則別表第三 海技士身体検査基準表	
検査項目	身体検査基準
視力(五メートルの距離で万国視力表による。)	一 海技士(航海)の資格 視力(矯正視力を含む。以下この欄において同じ。)が両眼共に〇・五以上であること。 二 海技士(機関)の資格 視力が両眼で〇・四以上であること。 三 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格 視力が両眼共に〇・四以上であること。
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	五メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

<海難審判法（抄）>

第三条 海難審判所は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第二十三条第一項の承認を受けた者を含む。第八条及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

第四条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、行為の軽重に従つてこれを定める。

- 一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を含む。第四十九条及び第五十一条において同じ。）の取消し
- 二 業務の停止
- 三 戒告

2 業務の停止の期間は、一箇月以上三年以下とする。

第五条 海難審判所は、海難の性質若しくは状況又はその者の経歴その他の情状により、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。

2. 処分の手続き

海技士に対する処分は、聴聞手続きを経てから決定されます。

また、海技免許の取消しの処分がされる場合は、交通政策審議会に意見を聴くこととなります。

3. 過去の処分

これまでの海技士に対する処分は、海難審判の裁決を参照して下さい。

<http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu.htm>

4. 処分の公表

海難事故を受けて海難審判庁が行う処分は、3. により公表されます。

また、国土交通大臣が行う処分については、海難審判庁の処分公表事例に準じて個別の事案の社会的影響等を勘案の上、公表します。